

大阪府議会「大阪 IR カジノ」取組推進決議

写真は 13 日に大阪府議会で大阪維新の会、公明、自民の賛成で可決された「特定複合観光施設区域整備への取組推進に関する決議」。これを読むと 9 日に大阪市会で可決された決議とほとんど同じである。まさに「府市一体」の決議であり、両議会の独自性がないことを示している。

11 日にレポートしたように、大阪市会に本会議最終日に提出された決議案は二つあった。議員提出議第 17 号は大阪維新の会によるもので、これが可決された。大阪府議会の決議はこの維新提案の引き写しである。

自民提出の 18 号議案は、同趣旨ということで不再議となった。維新提案は自民提案から 2 箇所を削除したものだ。削除したのは決議案の後半部分で「国が条件として示す 7 項目の各事項に対する」「公費負担の上振れを避け」である。

維新が決議で隠したかったのは、国が求める 7 つの条件であり、とりわけ大阪市民が危惧する軟弱地盤・夢洲の土地対策にとまなう底なしの負担である。それらを削除して、ありきたりの IR カジノ取組の推進決議となった。ここに維新という政党の思惑もあり、大阪府と大阪市が決議までしていることをアピールしたかったのである。維新は、国が認定に際して求めた条件など、大阪府・市は無視してしまえと呼びかけているようだ。それは維新の焦りでもある。

国が大阪 IR カジノを認定する際の審査結果報告書は、かなり辛口の評価も多くあり、厳しい指摘があった。審査結果を踏まえて、IR 区域整備法第 9 条第 13 項に基づき付す条件として出されたのが、今回の決議で削除された 7 条件なのである。こんな条件を付けてまで、国は大阪 IR カジノ計画を認定したのだ。日本弁護士連合会声明も指摘するように、まずは認定の「認定」の是非こそ問われるべきだ。

決議で削除された区域整備法第 9 条 13 項に基づき付す 7 つの条件は、IR カジノ整備による効果の推計方法、ギャンブル依存症対策など、計画の根本に関わる問題だけではなく、地元住民が求めてきたこともある。一つは条件 4 の夢洲の地盤沈下対策であり、もう一つは 5 の「地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」である。双方向の対話の場について、大阪市議会に陳情書を提出したが、維新などが反対した。横山市長の答弁も曖昧なものだった。これが維新提案の IR カジノ推進決議につながったのだろう。これからも夢洲カジノから目が離せない。

(2023 年 6 月 19 日)

